

伊丹市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 介護保険法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項、第115条の14第6項等に規定する措置を講じること等により、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、伊丹市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域密着型サービス事業所の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営の評価に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護保険法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等
- (3) 介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の利用者又は介護保険の被保険者
- (4) 市民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する
(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

5 第2条第1項に掲げる事項で自己に関するものについては、その議事の決定に参加することができない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉室法人監査課が行う。

(秘密保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。